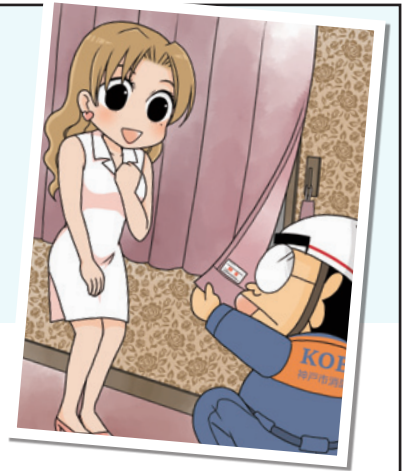


それゆけ！ ほむらくんの 実践防火講座！

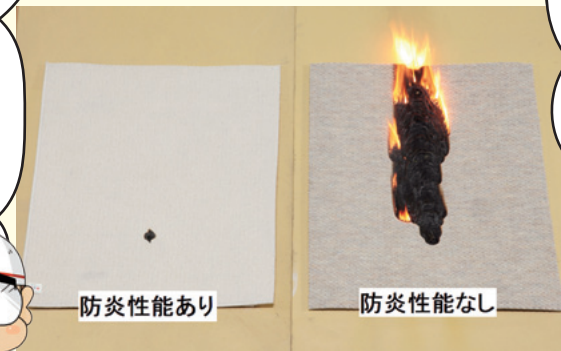
第9回 防災物品・防災製品

文：よしむら りょうた 絵：おぎの じゅんこ

今回は、火災の発生を防止し、延焼拡大を抑制または阻止する効果がある「防災物品・防災製品」について説明します。



この前お客さんが
たばこの火を落と
してじゅうたんを
焦がしちゃったの。



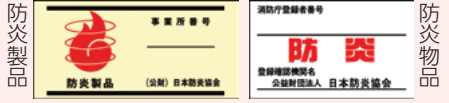
じゅうたんなどの布製品は、一度火がつくと燃え広がってなかなか消せない。そんな布製品に対して、火に接しても燃えにくい**防災性能**がある「**防災物品**」というものがあるんだ。

うちは防災だったから焦げただけだったのね。他にはどんなものがあるの？



じゅうたん以外にはカーテン、布製ブラインド、どん帳その他舞台などで使う幕類などの布製品のほか、大道具用の合板、工事用シートなどが防災対象物品に定められているんだ。

他にもなにかあるの？



防災ラベル



法令で必要となる「防災物品」とは別に、普段使用するエプロンなど衣類や寝具などの布製品に防災性能を有した「**防災製品**」というものもあるんだ。防災物品や防災製品がわかるように、防災性能があるものには「**防災ラベル**」が付いているんだ。

神戸市では、ホテルや福祉施設の利用者の安全を考慮、寝具類は防災性能を有するものを使用するように努めなければならないと火災予防条例で定められているんだ。



協力：
公益財団法人
日本防災協会



また、防災性能のない既存のカーテンを防災加工業者により防災加工して、防災物品とすることもできるぞ。身のまわりには燃えやすい物が多いので防災物品や防災製品をうまく活用してほしい。

ほむらくんの チェックポイント！



- 【関係法令】
消防法第8条の3
消防法施行令第4条の3
神戸市火災予防条例第50条の10の4
- 【防災物品を使用しなければならない防火対象物】
- ① 高層建築物
 - ② 地下街 (16の2) 項
 - ③ 消防法施行令第1条第1項第4号(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(12) 項ロ、および(16の3) 項
 - ④ (16) 項のうち③の用途部分
 - ⑤ 工事中の建築物その他の工作物
- 【防災の対象となる物品】
- ・カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん等、展示用の合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シート
- 【防災製品例】
- ・寝具類、テント類、自動車・オートバイ等のポディーカパー、防災頭巾等、衣服等、祭壇、防火服、活動服、作業服

今回は「警報設備」です。

